

答申第 916 号

諮問第 1592 号

件名：非違行為に関する速報の不開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、非違行為に関する速報（平成 30 年 2 月 15 日付）（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 2 月 19 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 27 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

個人情報ということであるが、すでに公になっている事であり、条例（2 号）に該当するという解釈は誤りである。

審議（処分とおもわれる）に関する情報ということは全面的、不開示にする理由にはならない。題目等、できる部分は公開、原則にそうものである。知る権利に、そうのが、処分庁の責務である。

また、条例第 2 号、第 5 号、第 6 号に該当するということを不開示にした理由としてのべられるが具体的な説明がないので、反論もできない。一方的、中立的損う、人事支障おそれ、権利利益を害するおそれ、という理由の説明は、開示をしないためのこじつけとしかいえない。予想的ないいわけが、開示しない理由として可能なら、すべて、不開示にすることも可能になってくる。まさに、情報公開、憲法の知る権利に反する対応といえる。

処分庁は本件請求（開示）において、法律、憲法を無視しているのかのような対応である。自覚してやられているのか、いないのか明確にしてみたい。

最低でも、非違行為に関する速報に関する文書は、あったわけであ

る。表題等、開示できる。さらにいうなら、日付等、校長名、学校名など、今回は、A 小学校ということは、通知書に記載されている。

できることから、処分庁には、実行と努力をすることが期待される。

#### イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

弁明書に記載されていることは、条例に記載されている範囲である。審査請求書で、審査請求人が請求の趣旨で述べている、理由に対しての、具体的弁明になっていないということである。弁明書は、条例及び解説書等を、記載してあるにすぎないということである。

生年月日については、開示を求めない。

「非開示の根拠規定示すだけでは理由として不十分」にあたる。ということから、述べる。

個人の権利利益の害するおそれとあるが、個人のどのような権利利益が、害される事になるのかの説明がない。

人命等を保護するために、必要である情報といえるにもかかわらず一方的に、認められないとする処分庁の主張には、認められないとする具体的説明がない。

公務員の評価を低下されるとあるが、なぜどのように低下させる情報になるのかなどの説明がない。

職務の遂行に係る情報ではないということであるが、なぜ係る情報でないといえるのかどうかの説明がない。処分を検討しているとあるが、現時点では、教諭の処分は出ているので、理由にならない。

校長が記述を、簡略化したり（推測に基づく）という主張はあくまで推測であり、具体的な不開示の理由としての説明とはいえない。

人事管理上の事務に関して、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれとあることについても、具体的にどのように支障をきたすのか説明がない。

学校からの報告書は、事実関係の記載された公文書である。校長等が、「開示されることを意識した記述…」処分庁が、公開されることで左右されとすること自体が問題であり、記載者に対して軽視した主張である。理由として述べてはならないことを、理由にすること自体が、本件事案を不開示にしたことに問題があったということの証である。

処分庁は、本件、報告書を勘違いしているのではないかといえる。報告書になった時に、公開対象の公文書であるということである。処分庁だけのものではないということである。一方的に不開示とすることはできないということである。

県教育委員会自らが積極的に公表しているものではない。という処分庁の主張、及び、情報を明確に区分することは容易ではない。という主

張は、「知る権利」、を保障するということからすると、区分せざるを得ないといえる。少なくとも、区分できた部分については、開示することができるということである。

請求人が、記載した、表題等開示できるという点について、わかりやすくすることも含め主張したが、報告書の公開を求めているものであり、弁明書にある、報告書に記載してあるということが、どのようなことを処分庁が云われようとしているのか理解し難い。

少なくとも、そうであるならその部分について開示できたということである。

本件について、不開示は、不当、違法ということである。

弁明書「開示する有意性がない」という記載について、有意性とは、誰にとってかは、不明である。誰にとってかは、議論が分かれるところである。有意性ということで、不開示にする理由とするには、一方的であり、不当、違法であることは明らかである。審査請求人の請求を認める、裁決を求める。

#### ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

まず、今回、非常に驚いたのは、処分庁は、私の請求の全部ではないだろうが、請求に対して「有意性がない」という記載がある。

有意性とはどういうことだろうかと思った。非常に理解しやすいような言葉ではあるが、これは、ある意味主観的な言葉ではないかと思っている。処分庁にとって有意性があっても、受け取る側にとっては有意性がないという言い方だと、相当曖昧で、何を言っているか分からないような言葉で、それほどはっきりはしないが何となく意味が伝わるというような言葉の意味ではないかと思う。

意味の問題ではなくて、審査請求人として、処分庁が不開示の理由として有意性がないという言葉が使われたというのはどういうことかと、ある意味使うべきではないだろうと思っている。これは、一部でも見せたくないときにこういう言葉が使われる場合もあるのかもしれないが、この言葉を処分庁が反論、弁明書として使われたということは、これ以上説明のしようがないし、あまり説明する力もないというような、ある意味逃げたい、かわしたいというときに、処分庁が弁明として使った言葉だと思った。

そのように説明もできない、はっきり何ともいえないような理由しか言えないときには、これは開示するしかないという内容であるというふうに考えている。

それから、この言葉自体は何度か、私が審査請求を出したときに出てきた言葉である。そのときに、この「有意性がない」という言葉を使わ

れたときには、相当かちんときた。あなたには役に立たないでしょうと、何か上から目線で言われたような気がする。こういう弁明をしているのかと思う。

そんなつもりはないと処分庁は言うかもしれないが、私としては、こういう理由を相手に伝えるのはよくないのではないかと思います。そういう意味でも、今後、この有意性がないという弁明はやめて欲しい。

最初に言ったように、あるべき姿の確立を目指している住民の立場としては、こんな情けない言葉を愛知県において使われることには相当残念だなという気がする。

基本的には説明できない言葉で有意性がないと言ったとしたら、これはまさに開示できる内容であったというふうに捉えるしかないというふうに思っている。

それから、有意性というのは、処分庁が受け取る側、文書を受け取る側の利益を全く考えてないということがいえる。自分勝手な判断で、「あなたにとっては何もないでしょう」というふうに勝手に決めないで欲しい。

勝手に相手の能力を見定めて、「役に立たないよ」と言うようなことは非常に失礼に当たるし、本当はこんな失礼なことを言ったら取り消して欲しいというような気持ちにもなる。

それから、今回の事件については、処分された内容に関しては、処分庁の職員は自分が悪さしたわけではないのに、いろいろ規定があって隠さなければいけない。そういうことを職務としなければいけないところに不幸があるなと思っている。

人の尻拭いで努力する時間があったら、もっと違う仕事がいっぱいあるでしょうというようなことを捉えたら、審査会としても、しなくてもいいような仕事をさせるのではなくて、最初から開示をさせるようなシステムをつくるような判断をしてもらおうと非常に助かるなと思っている。

処分庁が決められた公開・公表の基準というのは、相当以前からのものである。その以前からのものに比べて、現在起きているいろいろな公務員による事件の事案については、時代が変化して、なぜこのような事案が継続するのか。1年に一度とはおかしいが、2〜3年に一度だったらたまたまそういうこともあり得るかなと思うが、多いときは、今週あったら次の週もまた不祥事の報道等が行われる。その都度非公開とか黒塗りとかしなくてもいいような努力をさせているような気がする。そういうことも考えると、犯罪防止のためにも含めて、審査会としては防止の大きな一歩として、開示してもらおう判断を出してもらいたいなと思っている。

処分というのは非常に苦しいものである。そして、それが公表されるということは、その人たちはその地域に住めなくなるという、そういう危機感もある。しかしながら、処分庁がもう一斉にこれ以上の件は一切出すよと、そういうような姿勢を示さなくて、個人を大切にするというような、そういう人権に基づいた対応をしたいという気持ちは分からないでもないが、今のままでは、「見つかった、ごめんね」と言うだけで済んでいくと、済んだ人はそのまま、自分が見つからなければ、名前が公表されなければ、再犯につながる場合もある。特に、わいせつ等が絡むと、わいせつ事案というのは、それから依存症に基づく事案というのは、再犯するというのは非常に高いということがいわれている。

こんなに隠されると、何とか逃れたという、そういう甘えの気持ちがまた本人に芽生えるというようなことにもなるし、それから、依存的なものであるので、きちんと自分を見詰め直すことなく、自分が再犯に走らないような防止のためのトレーニングを受けることなく、職場に在職するというようなことにもつながっていく。

そういうことを考えると、今までどおりの審査判断では、被害者等においては、県は何をしているのかという不信感を持たれることになっている。

そういうことを考えると、今回の事案も含めて、全てを出せとは言いつらいところもあるが、出したらずいといことはちょっと置いておいて、再犯防止、被害者防止のために、前向きな判断をお願いしたいと思っている。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、A 市立 A 小学校の教諭がわいせつ容疑で逮捕されたことに関して、県教育委員会が取得した文書であって、その全てを不開示としたものである。

当該文書は、発生した非違行為について、非違行為を行ったとされる職員（以下「A 職員」という。）の所属校の校長が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で A 市教育委員会に報告し、同市教育委員会が県教育委員会尾張教育事務所（以下「県教育事務所」という。）を経由し、県教育委員会事務局に提出したものである。

当該文書には、A 職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、発信者、非違行為の内容、これまでの経緯・対応等が記載されている。

#### (2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書には、A 職員の氏名、生年月日等が記載されており、これ

らの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

これらの情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

また、A 職員は公務員であるが、本件行政文書は、A 職員の処分を検討するために用いられる文書であって、処分についての情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、処分内容を検討している段階の情報であるため、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イにも該当しない。

以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する情報が記録されている。

### (3) 条例第 7 条第 5 号該当性について

本件行政文書は、前記(1)において述べたとおり、所属長が事案の発生後速やかに調査した内容を報告した文書であるため、本件行政文書を作成した時点では、事実確認が正確に行われる前の状態である。このような事実の把握が正確にできていない状態で、本件行政文書の内容を公にすることが前提になれば、作成者である校長等が開示されることを意識して記述を簡略化したり、関係者が開示されることを意識して発言を控えたりするおそれがあり、これらの記録の形骸化が避けられなくなる。その結果、関係者の意見等が十分入手できなくなるおそれがあり、県教育委員会の審議及び検討に必要不可欠な情報が提供されず、事実確認が正確にできなくなることにより、県教育委員会の公正・中立的な審議及び検討に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、内部での審議及び検討がまだ十分でない当該非違行為に関する情報が、処分前である人事上確定していない未成熟な状態で、少しでも公になると、県民や教育現場に無用な誤解や混乱を招くおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第 7 条第 5 号に該当する。

### (4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

本件行政文書は、処分等を検討するための文書であり、職員の任命権者

である県教育委員会による任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であって、これを公にすることが前提になれば、作成者である校長等が開示されることを意識した記述をせざるを得なくなり、非違行為の発生における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

また、当該処分等に係る審議及び検討に関する情報が公になると、県教育委員会が公正・中立的な立場で審議及び検討を行うことが困難となり、県教育委員会が行う人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件審査請求書において、「個人情報ということであるが、すでに公になっている事であり、条例に該当するという解釈は誤りである」と主張している。

しかし、本件事案は、新聞記事により報道され、A 市教育委員会が記者会見をしているものであるが、県教育委員会自らが積極的に公表しているものではない。そして、本件行政文書は、処分等の検討に用いるために作成された文書であり、その内容は単に記者会見の内容等がそのまま記載されたものではなく、A 職員の所属校の校長が調査した内容を集約した上で処分等の検討に必要な情報として記載されたものである。よって、本件行政文書の内容のうち、A 市教育委員会により公にされている情報とそうでない情報とを明確に特定し、区分することは容易ではない。

さらに、県教育委員会としては、本件行政文書の内容について正確な事実関係を確認している最中であって不明確な情報であり、その時点ではどのような処分内容になるかも不明確であったため、本件行政文書の内容は、すでに公にされ、又は公にすることが予定されていたとはいえず、保護すべき個人情報に該当する。

また、本件審査請求書において、「表題等、開示できる」、「日付等、校長名、学校名など、今回は、A 小学校ということは通知書に記載されている。」等主張している。

しかし、本件行政文書の表題については、行政文書の名称として決定通知書に記載しており、開示する有意性がない。

本件事案は、前述したとおり、県教育委員会として公表したものではなく、本件行政文書の内容については確認している最中であり、処分等についても検討中の事案であったため、前記(2)から(4)までにおいて述べた理由により全体として不開示としたものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、A 小学校の教諭がわいせつ容疑で逮捕されたことに関して、県教育委員会が取得した文書であり、その記載内容は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。また、本件不開示決定の時点では、処分の検討段階であったことが認められる。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号に該当するとして、本件行政文書の全部を不開示としている。

##### (3) 条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、A 職員が行ったとされる非違行為等の事実経過等の内容が記載されていることが認められ、当該内容は、処分を決定するための審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

実施機関によれば、本件行政文書に記載された情報は、処分の内容を検討している段階の情報であり、内部での審議、検討がまだ十分でない情報であるとのことである。



本件不開示決定の時点では、本件非違行為に係る処分の内容を検討中であって、事実確認等が不十分な状況であったことからすれば、本件行政文書に記載されている未成熟な情報や、事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

また、本件行政文書を公にすることになれば、関係者等が開示されることを意識して、具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇<sup>ちゅうちょ</sup>する結果、内容が形骸化することにより、審議、検討等に必要不可欠な情報が得られなくなり、県教育委員会の意思決定に支障が生ずるおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件行政文書を公にすることになれば、関係者等が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇<sup>ちゅうちょ</sup>し、及び作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがあるなど、非違行為発生における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがあると認められる。

したがって、本件行政文書を公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書は、前記(3)及び(4)において述べたとおり、条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 2 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件行政文書について、全面的不開示とすべきではない旨主張している。この点について、本件開示請求は、A 小学校の教諭がわいせつ容疑で逮捕されたという事案を特定してなされたものであり、本件行政文書のうち、A 小学校の学校名が記載された部分及びわいせつ容疑で

逮捕された旨が記載された部分の情報については、本件開示請求に対して本件行政文書を特定した上で不開示決定を行ったことにより公にされた情報であるといえ、また、非違行為に関する速報という本件行政文書の表題及び当該文書の日付についても、本件開示請求に係る決定通知書に記載されており同様に公にされた情報であるといえることから、これらの情報については、不開示とする理由はない。しかしながら、これらの情報のみを開示とし、その余の部分を開示としない一部開示決定を行ったとしても、これらの情報は既に明らかな情報であることから実質的には有意の情報とはいえず、客観的にみて一部開示することに意義があるとはいえない。よって、これらの情報を含めて本件行政文書の全部を開示としたことが不合理であるとはいえない。

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

| 年 月 日                    | 内 容                     |
|--------------------------|-------------------------|
| 31. 1. 29                | 諮問（弁明書の写しを添付）           |
| 31. 3. 1                 | 審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理 |
| 1. 7. 26<br>(第 578 回審査会) | 実施機関職員から不開示理由等を聴取       |
| 1. 8. 23<br>(第 580 回審査会) | 審査請求人の意見陳述を実施           |
| 同 日                      | 審議                      |
| 1. 9. 27<br>(第 582 回審査会) | 審議                      |
| 1. 10. 25                | 答申                      |